

弁理士

法律知識ゼロから弁理士試験に挑戦！
【納富 美和 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 240083

MU24008

法律知識ゼロから弁理士試験に挑戦！

◆法律知識ゼロから始めるポイント◆

1. 基礎を大切にする。
2. 段階的に考える。(ステージ1～3)
3. 考えることを放棄しない。(暗記に頼ろうとしない。)

■ 1 s t ステージ

～一般法と特別法との関係、法律用語～

一般法とは、ある分野における基本となる法律をいい、特別法とは特定分野に特化した法律である。特別法に特に規定がないときは、一般法の規定がそのまま適用され、そのまま適用できないものには、特別規定が敷かれている。そして、特別法は一般法に優先するため、一般法と特別法とで規定に齟齬がある場合は、特別法が適用される。

民法は私法の基本であり、一般法に位置づけられる。一方、私法ではあるが、知的財産という無体財産は民法の規定には馴染めないものが多くあるため、特別法として特許法等が存在するのである。よって、試験科目としては特別法たる特許法等であり、一般法たる民法は一部の選択科目として受験する者を除き、学習する機会はないことが多いが、一般法の考え方、どこからどこまでが一般法の規定をそのまま適用し、そして反対にどこについては直接適用できないのかを知ることで、特別法たる特許法の規定の存在意義、制度趣旨等が理解できることが多いのである。

まず、民法と産業財産権法との根本的な相違というのは、有体物を客体とする権利にまつわる規定なのか、無体物を客体とする権利にまつわる規定なのかというところにある。まず民法の三大原則とは、①権利能力平等の原則、②所有権絶対の原則、③契約自由の原則をいう。そして、特別法たる産業財産権法において大きくかかわってくるのは、②と③である。一般法たる民法では、前述の通り客体が有体物であるため、有体物の所有権や契約を中心に規定がなされており、無体物たる産業財産権にそぐわないところが大きい。よって、産業財産権法においてはこれらのそぐわないところを中心に規定が存在する。

また、特許法を勉強する中でいきなり登場する言葉の中に「債権」と「物権」という言葉がある。上記原則の中の②については物権に関する原則であり、③については債権に関する原則である。「物権」というのは、「物」に対する支配権をいい絶対性を有する権利であり、「債権」というのは、「人」に対して何らかの行為を請求する権利であり、相対的な性質を持つものである。ここで、「物権」というのは民法では「物」つまり、有体物を対象としているため、無体物たる知的財産にはそぐわないこととなる。そこで、知的財産を保護する法体系として特別法として特許法等の産業財産権法が存在するのである。

そして、これら知的財産においても物権たる特許権等が発生するため、それらの譲渡や実施許諾などの問題が生ずることとなる。しかしながら、これについても有体物を対象として存在する民法の一般規定ではそぐわないことが多いため、特別法として特許法等に規定をしいているのである。

<法律用語>

【及び・並びに】

「及び」「並びに」は、共に並列的接続詞である。

- ① 結合される語が同じ種類・レベルのもの場合は「及び」を使う。

A 及び B

(例：シャープペン及びボールペン)

- ② 同じ種類の語を2以上並べるときは、「、」で併記して、最後に「及び」で結ぶ。

A、B、C及びD

(例：シャープペン、ボールペン、万年筆及び鉛筆)

- ③ 結合される語の種類・レベル（例えば、ボールペンと消しゴム）が違う場合は、「並びに」を使う。

(A及びB) 並びにC

(例：シャープペン及びボールペン並びに消しゴム)

(A、B及びC) 並びに (D及びE)

(例：シャープペン、ボールペン及び万年筆並びに消しゴム及び修正液)

つまり、及びと並びには小かっこと大かっこの関係になる。

- ④ 結合される語が3段階以上になる場合は、一番小さな結びに「及び」を使い、それ以上は「並びに」を使う。

【又は・若しくは】

「又は」「若しくは」は、どちらも選択的接続詞である。

- ① 結合される語が同じ種類・レベルのものの場合には「又は」を使う。

A又はB

(例：シャープペン又はボールペン)

- ② 同じ種類の語を2以上並べるときは、「、」併記して、最後に「又は」で結ぶ。

A、B又はC

(例：シャープペン、ボールペン又は万年筆)

- ③ 結合される語の種類・レベルが違うもの（例えば、ボールペンと消しゴム）の場合は、小さな結びに「若しくは」を、大きな結びに「又は」を使う。

(A若しくはB) 又はC

(例：シャープペン若しくはボールペン又は消しゴム)

(A、B若しくはC) 又は (D若しくはE)

(例：シャープペン、ボールペン若しくは万年筆又は消しゴム若しくは修正液)

【その他・その他の】

「その他の」は、前にあるものが後に続くものの例示であることを示す。

(例：シャープペン、ボールペンその他の筆記用具)

「その他」は、前にあるものと後ろにあるものが並列であることを示す。

(例：シャープペン、ボールペンその他鉛筆)

【原本・正本・謄本・抄本】

「原本」とは、作成者が最初に作成し、完成した書類のことをいう。

「正本」は、権限のある者によって、原本と同じ効力を有するものとして作成された書面である。

「謄本」は原本の完全なコピー、

「抄本」は原本を抜粋したもののコピーをいう。

【とき・時・際】

「とき」は、「場合」と同じ意味であり、仮定的な条件を示す用語である。通常はどちらを使うことも出来るが、条件が2つ重なる場合には、大きい方に「場合」を、小さい方に「とき」を使う。

〇〇〇された場合、×××したときは、～×××しなかったときは、～

「時」は、時間や時刻が問題になる場合に使われる。

「際」については、あまり厳密に意味はなく、「おり(折)」という程度の意味である。

【みなす・推定する】

「みなす」は、実際には性質等が異なっても、一定の法律関係において同一視するという意味である。覆らないということがポイントである。

「推定する」は、一応このように取り扱うが、「みなす」と異なり反証を許す。

【悪意・善意】

「悪意」は、ある事実について知っていることをいう。

「善意」とは、ある事実について知らないことをいう。

※この用法における善意・悪意は道徳的価値判断とは無関係である。

【権原】

「権原(けんげん)」とは、一定の法律行為、または事実行為に対する正当な法律上の原因をいう。

【物権・債権】

「物権」とは、特定の物を直接的に支配する権利をいう。

「債権」とは、ある者(債権者)が特定の相手方(債務者)に対して一定の行為をすよう要求できる権利をいう。

【不法行為】

「不法行為」とは、故意または過失によって他人の権利・利益を害することをいう。

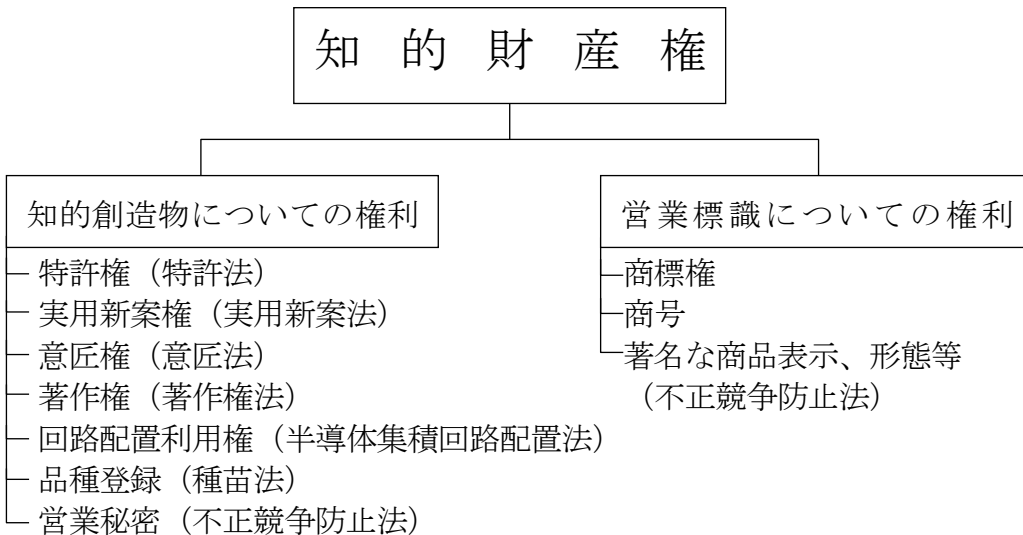
【却下・棄却】

「却下」とは、申立てや請求を受け付けないことをいう。

「棄却」とは、請求に理由がないとして、裁判所や行政機関がその請求を排斥することをいう。

■ 2ndステージ

～知的財産法の体系～



■ 3rdステージ

～条文は平等ではない～

【特許法】

条文	G	主試験	学習のポイント	使用アイテム
1条～28条	総則	短答	補正以外は、基本的に短答マターである。暗記しなければならないことが多い。しかし、特別な解釈があるわけではないので、条文をおさえておけばよい。	青本
29条～39条	登録要件	短・論	短答・論文共に出題がある最重要テーマである。規定の趣旨と要件、効果をしっかりと理解することが重要である。青本をしっかりと読もう。そして、新規性や進歩性等については、審査基準もおさえておくことが必要である。	青本 審査基準 基本書
41条～64条	手続	短・論	短答・論文ともに出題があるテーマである。趣旨、要件、効果をしっかりと理解しよう。特別な解釈や判例はほとんどないので、条文レベルの理解で十分である。	青本 審査基準
66条～99条	効力制限	短・論	69条、70条は条文はシンプルだが奥が深い。基本書レベルの理解が必要である。また関連する判例も注意する。77条からの各種実施権については、条文、青本で趣旨と要件について理解する。	基本書 青本 判例
100条 ～106条	侵害	論文	条文レベルでは足りない。判例をしっかりと学習する。また、間接侵害や105条の4～は改正本も併せて理解するようにする。	判例 改正本
107条 ～112条の3	特許料	短答	暗記するしかない。条文の要件をしっかりと整理し、インプットする。	

付録：入門講座 納富レシピ 特許法・実用新案法

定義

- 「自然法則」とは、
自然界において経験によって見出される法則
- 自然法則を利用したものであるために必要な一定の確実性とは
いわゆる当業者がそれを反復実施することにより同一の結果を得られること（最高裁
H12. 2. 29）
- 「技術」とは、
一定の目的を達成するための具体的手段
- 「思想」とは、
抽象的な観念又は概念
- 「創作」とは、
新しいこと、作り出したこと、自明でないこと
- 「用途発明」とは、
物の特定の性質（属性）を発見し、この性質をもっぱら利用する発明
- 「物」の発明
経時的要素が発明の必須要件として含まれていないもの
- 「方法の発明」
経時的要素が発明の必須要件として含まれているもの
- 「産業」とは、
一般には生産業を意味するが、運輸業、交通業等の生産を伴わない補助産業、更には
保険業、金融業のサービス業も含まれると解する。しかし、医療業は産業に含まれない
と解すべき

【2条3項に規定する実施】

1. 総説

- (1) 特許法2条第3項に規定する発明の「実施」とは、発明を産業上活用することができる行為として、発明の種類に応じて規定されたものである。
- (2) 法が付与する特許権は、特許発明を独占排他的に実施できる権利であるから(68条)、実施概念は、特許権の効力範囲を画するものとして、極めて重要な概念である。

しかし、無体物たる発明は(2条1項)、その実施行為も多岐にわたり、不明確となり易い。

そこで法は、解釈上の疑義を無くすべく、発明の実施となる行為を具体的に規定したが(2条3項)、情報技術への対応化を図るべく、平成14年法改正により実施概念の改正が行われた。

2. 実施の内容

法は、発明の適切な保護のため、発明を分類し、各発明の特質に応じた実施の態様を具体的に規定している。

(1) 物の発明

- ① その物を生産、使用、譲渡等もしくは輸入又は譲渡等の申出をする行為が、実施に該当する(2条3項1号)。
- ② 「物の発明」とは、発明の構成要素に経時的要素を含まないものをいう。「物」にはプログラム等が含まれる(同号かっこ書)。
- ③ 「生産」とは、物を作り出す行為をいい、動植物を作り出すことも含む。
- ④ 「使用」とは、発明の目的を達成するような方法で当該物を用いることをいう。
- ⑤ 「譲渡等」とは、譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供が含まれる(同号かっこ書)。

なお、「譲渡」とは、物の所有権を移転することをいい、「貸渡し」とは、返還を条件とした占有物の移転をいうが、いずれも有償・無償を問わない。

また、「電気通信回線を通じた提供」とは、双方向のネットワークを通じたプログラム等の提供行為をいう。

- ⑥ 「輸入」とは、外国にある貨物を国内市場に搬入する国際商取引行為をいい、単に保税地域内にある貨物は輸入物と解すべきではない。
- ⑦ 「譲渡等の申出」とは、カタログによる勧誘やパンフレットの配布等をいうが、「譲渡等のための展示」も含まれる(同号かっこ書)。TRIPs協定28条を考慮したものである。
- ⑧ 「輸出」とは、自国の産物・技術などを外国に向けて送り出すこと、特に、自国の商品を外国へ売ることをいう。平成18年法改正にて、実施行為に規定された。

(2) 方法の発明

A. 単純方法の発明

- ① その方法の使用をする行為が、実施に該当する（2条3項2号）。
- ② 「方法の発明」とは、発明の構成要素に経時的要素を含むものをいい、「単純方法」とは、分析方法、使用方法等、その方法の使用により結果物が生成しないものをいう。
- ③ 「使用」の意義は、上記1号と同義である。

B. 物を生産する方法の発明

- ① その方法の使用をする行為に加え、その方法により生産した物の使用等をする行為も、実施に該当する（2条3項2、3号）。
その発明をより広く適切に保護するためである。
- ② 「使用」等の意義は、上記1号と同義である。

3. 法上の取扱い

(1) 特許権の効力と侵害

- ① 特許権者は特許発明を業として実施する権利を専有する（68条）。
- ② したがって、権原のない他人の業としての特許発明の実施は、原則として特許権の侵害となる。
なお、業としてでない家庭的・個人的な実施は侵害とならない。

(2) 権利一体の原則

- ① 特許発明の実施とは、特許発明の構成全体の実施をいい、その一部のみの実施をいうものではないという原則である。
- ② したがって、特許発明の一部のみの実施は原則として特許権の侵害ではないが、101条に規定する侵害の予備的行為は、いわゆる間接侵害行為として侵害擬制される（101条）。特許権を有効・迅速に保護するためである。

(3) 実施行為の独立の原則

- ① 特許権の効力において上記各実施行為はそれぞれ独立であり、一つの行為が適法であるからといって、他の行為が適法とは限らないことをいう。
- ② ただし、特許権者等が自ら流通市場に置いた特許品については、特許権は用い尽くされたと解され（消尽説）、これを適法に購入した第三者が使用等をして、侵害とはならない。

なお、特許品の並行輸入の問題は、国際的消尽論の問題ではない。

以上

付録：入門講座 納富レシピ 意匠法

定義

<重要制度 定義・趣旨 最短バージョン>

- 関連意匠制度の定義・制度趣旨
定義：関連意匠を独自の効力を有する意匠権として保護する制度
趣旨：バリエーションの意匠はそれぞれ同等の保護価値があるため、独自の効力を有する意匠権を付与
- 組物の意匠制度の定義・制度趣旨
定義：全体として統一のある組物の意匠について一出願を認める制度
趣旨：組物全体として一つの創作、システムデザイン等の保護
- 部分意匠制度の定義・制度趣旨
定義：物品の部分に係る形状等についても意匠として保護する制度
趣旨：独創的で特徴ある部分の模倣の防止
- 秘密意匠制度の定義・制度趣旨
定義：出願人の請求により3年以内の一定期間登録意匠を秘密にする制度
趣旨：模倣容易、流行性等の特質を考慮し、実施時期と公表時期を調整
- 動的意匠制度の定義・制度趣旨
定義：意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する意匠
趣旨：一出願で完全な権利取得が可能

【部分意匠】

1. 総説

(1) 部分意匠の意匠登録制度とは、物品の部分の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合（以下「形態」という。）について意匠登録を認める制度をいう。

(2) 従来、独立した取引対象とはなり得ない「物品の部分」に係る意匠は、法の保護対象から除外されていた。

そのため、一つの意匠に独創的で特徴のある創作部分が複数箇所含まれている場合でも、物品全体として一つの意匠権しか取得できず、その一部が模倣されても、意匠全体としての模倣が回避されていれば、当該意匠権の効力は及ばなかった。

しかし、これでは意匠の創作の保護に欠けるばかりか、独創的な意匠の創作意欲を削ぐことにもなり、産業政策上も好ましくない。

そこで法は、物品の部分について独創的で特徴のある創作をした場合には、当該部分を部分意匠として保護することとした（2条1項かつこ書）。

2. 部分意匠の成立要件

(1) 意匠に係る物品が特定されていなければならない。

本制度の導入により、意匠と物品との一体性がなくなったわけではないからである。したがって、模様又は色彩のみを表したものは、物品の部分とは認められない。

なお、出願に際しては、施行規則・別表1に例示される物品名を「意匠に係る物品」欄に記載しなければならない（6条1項3号）。

例えば、カメラのグリップ部分に係る部分意匠でも「意匠に係る物品」欄には「カメラ」と記載しなければならない。

(2) 上記物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分でなければならない。

即ち、図面等において部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定し、「意匠の説明」欄においてどのように特定されているかを説明することが要求される。

したがって、物品の形態のシルエットのみを表したものは、物品の部分とはいえない。

(3) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分でなければならない。

したがって、対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないものは、部分意匠とはいえない。

(4) 意匠登録を受けようとする部分とそうでない部分の境界が明確でなければならない。

(5) 組物の意匠（8条）に係る部分意匠であってはならない（2条1項かつこ書）。

組物の意匠はデザイン全体の統一感を保護する制度だからである。

3. 部分意匠の登録要件

(1) 客体的要件

① 通常の出願に課される一般的登録要件を具備しなければならない。

権利として意匠の創作を保護することに変わりないからである。

したがって、上記部分意匠を構成することや新規性・創作非容易性（3条）等を有することが求められる。

なお、新規性等（3条及び3条の2）の判断においては、部分意匠に係る先願のみならず全体意匠に係る先願も参酌される。

公知意匠・開示意匠との間で類否判断を行うものだからである。

また、全体意匠との権利関係の調整や弊害防止等の観点から、以下の要件が平成10年法改正で新設された。

- ② 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない（5条3号）。

第三者による当該物品の実施自体が制限されてしまうため、経済活動を不当に制限し、かえって産業の発達を阻害することになるからである。

- ③ 当該出願後に意匠公報に掲載された先願の願書・図面等に現された意匠の一部と同一又は類似である意匠は、意匠登録を受けることができない（3条の2）。

権利関係の錯綜防止等のためである。

なお、部分意匠が先願で全体意匠が後願の場合には、原則として本条は適用されず、利用関係（26条）で調整される。

(2) 手続的要件

- ① 適式な出願を行わなければならない（6条）。

意思表示の明確化等のためである。

- ② 一意匠一出願の原則に従わなければならない（7条）。

主として手続上の便宜のためである。

なお、「意匠に係る物品」欄に「～の部分」等の語を付したものは物品の区分によらないとされ、また、一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、形態的な一体性又は機能的な一体性が認められる場合を除き、意匠ごとの出願とは認められない。

- ③ 先願でなければならない（9条）。

先願優位の原則の下で、独占権付与の調整を図ったものである。

いわゆる部分意匠の4要件を考慮して行う。意匠登録を受けようとする方法・対象が異なるからである。

4. 効果

- (1) 部分意匠の成立要件を満たさない出願は、意匠を構成しない又は意匠が具体的でないとして、3条1項柱書違反で拒絶される。

- (2) 一般的登録要件を満たさないものは、それぞれの理由で拒絶理由となり（17条）、形式的要件（7条）を除いて、無効理由となる（48条）。

- (3) 上記要件を具備する場合には、登録査定（18条）等を経て、「部分意匠」に係る意匠権が発生し（20条）、当該意匠権者は、業として当該部分意匠に係る登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（23条）。

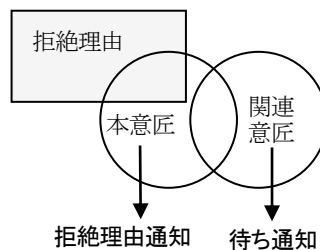
以上

【関連意匠制度】

1. 要件不備の効果（関連意匠の意匠登録出願の一方に拒絶理由がある場合の取扱い）

(1) 本意匠にのみ拒絶の理由があるとき

本意匠に拒絶の理由を通知する。この場合、関連意匠は、本意匠より先に登録を受けることはできず、本意匠の結果を待つこととなるので関連意匠に対して本意匠の結果を待っている旨の待ち通知を行う（右図）。なお、出願人が本意匠と関連意匠とを入れ替えて拒絶査定をすべき理由のない出願を本意匠とする補正をした場合には、手続後の本意匠について登録をすべき旨の査定をする。

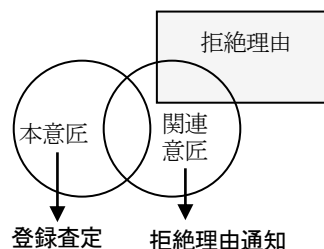


- ① 本意匠の拒絶理由が解消したときは、本意匠と関連意匠について、同時に登録をすべき旨の査定をする。
- ② 本意匠の拒絶の査定又は審決が確定したときは、本意匠に関する拒絶の査定又は審決についての結果を待っていた関連意匠は、本意匠が存在しなくなったために関連意匠として登録を受けることができないものとなるので、法10条1項に基づく拒絶理由を通知する。これに対して、関連意匠とする意匠登録出願について願書の「本意匠の表示」欄を削除することによって通常の意匠登録出願とする補正が行われたときは、登録をすべき旨の査定をする。

なお、複数の類似する関連意匠がある場合に、そのうちの一を本意匠として選択し、他をその関連意匠とする補正が行われたときは、補正後の本意匠と関連意匠との関係について審査を行い、拒絶すべき理由がないときには、登録をすべき旨の査定をする。

(2) 関連意匠にのみ拒絶の理由があるとき

同日に出願された類似する意匠が同一人に係る出願であって、関連意匠として出願されている場合に、関連意匠にのみ拒絶の理由があるときは、その関連意匠に拒絶の理由を通知し、本意匠は、登録をすべき旨の査定をする（右図）。



【意審査便覧 44. 05】

形状等ごとの3条、9条、3条の2の規定の適用

	全体意匠	部分意匠	部品	組物
全体意匠	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒アリ 3-2⇒なし(△)	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒アリ(※4要件) 3-2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ(△) 9⇒なし 3-2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒なし 3-2⇒アリ
部分意匠	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒アリ(※4要件) 3-2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒アリ(※4要件) 3-2⇒アリ	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3-2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒なし 3-2⇒アリ
部品の意匠	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒なし 3-2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒なし 3-2⇒アリ	3①⇒アリ 3②⇒アリ 9⇒アリ 3-2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒なし 3-2⇒アリ
組物及び内装の意匠	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3-2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3-2⇒なし	3①⇒なし 3②⇒アリ 9⇒なし 3-2⇒なし	3①⇒アリ 3②⇒(アリ) 9⇒アリ 3-2⇒なし

全体 物品「イス」

部分 物品「イス」 意匠登録を受けようとする部分「イスの背もたれ部分」

部品 物品「イスの背もたれ」

組物 物品「一組のイスセット」

内装 物品「家具売り場用内装」

表の見方

横列⇒先願

縦列⇒後願

- ・3条1項、2項については、先願の公報が発行されたものとして扱う。
- ・9条、3条の2については、先願がまだ登録されていない状態で、後願が出願されたものとして扱う。
- ・3②の(アリ)は、3条1項3号にも、3条2項にも該当する場合には、3条1項3号が優先適用される(3条2項かっこ書き)ことを示している。

Nプロジェクトシート <特実I>

条文	主体	客体(or 場合)	時期	手続	効果(強 制・裁量)	チェック事項	メモ
1							
2						各実施行為(物=8,方法=1,製法=8)	
3						計算方法の理解	
4	○	○			○	誰が、どんな場合に、請求or職権、何の期間を延長(4)、強制or裁量	
5	○	○	○		○	誰が、請求or職権、何の期間を延長、強制or裁量、3項救済内容	
6	○	○				法人格なき社団ができること(6)、されること(2)(実2条の4と共に)	
7	○					誰が、誰の制限を受けるか(未成年、成年被後見人、被保佐人、法定代理人)、請求されたときなし	
8	○				○	在外者とは、在外者が制限を受ける手続は、特許管理人の代理権、2項但書注意	
9	○	○			○	代理人が特別の授権を得なければできないこと(12)	
11	○	○				代理権が消滅しないケース(6)	
12		○				各人が本人を代理するということ	
13	○	○			○	誰が、どんな場合に、命ずること、強制or裁量	
14		○			○	いわゆる不利益行為とは(9)、但書の意味	
15		○				特許管理人があるときとないときの違い	
16	○	○			○	誰の手続を、誰が、追認することが出来るか(未成年者、代理権なしの者、被保佐人、法定代理人)	
17			○		○	補正時期の原則と例外、補正対象、方式補正命令内容(1号~3号)、補正書の種類	
17-2		○	○			拒絶理由通知後の補正時期、補正制限内容(3項、4項、5項、6項)	
17-3			○			内容的制限なし	
17-4			○			内容理解⇒いつ補正が出来るのか	
17-5			○			いつ補正が出来るのか(1項~3項までそれぞれ)	
18	○	○			○	却下の対象、どんなときに却下、強制or裁量	
18-2	○	○			○	18条との相違、133条の2と対比、但書に注意	
19			○		○	原則と例外	
20	○				○	承継人にも及ぶこと	
21	○	○	○		○	誰が、いつ、誰に、続行強制or裁量	
22	○				○	誰が、決定強制or裁量	
23	○	○	○		○	誰が、どの様な場合に、強制or裁量	
24		○				民訴準用読み替え(アドバンスチェックでOK)	
25	○	○			○	外国人が権利能力を有するケース(3)	
26					○	条約>国内法	
27		○			○	各権利の登録事項は何か(特許権(7)、専用実施権(6)、質権(5)、仮専用(6))	
28		○			○	特許証が交付されるケース(3)、登録まで必要、再交付の要件	

見本

24 台 格 短 答 基 礎 力 完 成 講 座 納 富 ク ラ ス ス ケ ジ ュ ー ル 表 (9 月 2 4 日 ~ 9 月 2 9 日)

	9月24日(日)	9月25日(月)	9月26日(火)	9月27日(水)	9月28日(木)	9月29日(金)
特実	<p>補正(条文読み込み⇒アドバン ス⇒R4年~H30年該当問 題)</p> <p>※条文読み込み1週目なので 無理してNプロシート使用し なくてもOK</p>	<p>・(補正の課題が終わってから時間 があれば、訂正について条文をみて おく。)</p> <p>・29条~32条 (条文⇒アドバン�⇒R4年~H 30年該当問題)</p>		<p>・記載要件 (条文⇒アドバン�⇒R 4年~H30年該当問題)</p> <p>※講義で進んでいなければ、 予習として条文とアド バン�を見ておく。</p>	<p>総則(2条~28条) ※補正以外 ※講義で進んだ条文まで ※あまり細かいインプット は不要 (条文⇒アドバン�⇒R4 年~H30年)</p>	調整日
その他法域	<p>余裕があるようなら、憲匠・商 標の補正について、過去問R4 ~R2解いてみる。</p>					
論文	<p>全文書き1問 答案構成2問</p>		答案構成1問		<p>論基礎講義</p>	答案構成1問

見本

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

MU24008